

第2回 中央区再犯防止推進計画策定委員会 会議記録

●日時：令和6年10月18日（金）午前10時00分～11時15分

●場所：中央区役所8階 大会議室

●出席者：【委員】17名

委員長	大久保 稔	(福祉保健部長)
副委員長	濱田 徹	(区民部長)
	大倉 雄平	(東京保護観察所統括保護観察官)
	加藤 亨	(警視庁久松警察署生活安全課長)
	澤邊 伸幸	(警視庁築地警察署生活安全課長)
	進藤 良樹	(警視庁月島警察署生活安全課長)
	太田 雅久	(中央区保護司会)
	平賀 淳子	(中央区更生保護女性会)
	小村 真理	(中央区民生・児童委員協議会)
	海老原 裕	(中央補導連絡会)
	矢作 祥子	(久松補導連絡会)
	長崎 良雄	(築地補導連絡会)
	木切倉 朗	(月島補導連絡会)
	坂間 政利	(中央区青少年委員会)
	岸 雅典	(中央区社会福祉協議会)
	春貴 一人	(防災危機管理室長)
	北澤 千恵子	(教育委員会事務局次長)

〈欠席者〉1名

市川 喜司	(警視庁中央警察署生活安全課長)
-------	------------------

【オブザーバー】

金子 和弘	(東京保護観察所保護観察官)
小島 一彦	(警視庁中央警察署生活安全課防犯係長)

【事務局幹事】

早川 紀行	(区民部区民生活課長)
森下 康浩	(区民部文化・生涯学習課長)
岩田 純治	(区民部商工観光課長)
植木 清美	(福祉保健部地域福祉課長)
古賀 政成	(福祉保健部子育て支援課長)
黒田 彰	(福祉保健部放課後対策課長)
岡田 純	(福祉保健部障害者福祉課長)
左近士 美和	(福祉保健部子ども家庭支援センター所長)
木曾 雄一	(福祉保健部福祉センター所長)
武田 知子	(中央区保健所健康推進課長)
青柳 幸司	(都市整備部住宅課長)
鷲頭 隆介	(教育委員会事務局学務課長)
村上 隆史	(教育委員会事務局教育センター所長)

〈欠席者〉3名

菅沼 雅広	(総務部防災危機管理課長)
阿部 志穂	(福祉保健部高齢者福祉課長)
河内 武志	(福祉保健部介護保険課長)

(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 重点課題ごとの取組について
 - (2) 今後の策定スケジュールについて
- 3 その他
- 4 閉 会

●配布資料

- | | |
|-------|-------------------------|
| 資 料 1 | 中央区再犯防止推進計画 中間報告（案） |
| 資 料 2 | 中央区再犯防止推進計画 今後の策定スケジュール |
| 資 料 3 | 意見書 |
| 参考資料1 | 中央区再犯防止推進計画策定委員会 名簿 |
| 参考資料2 | 席次表 |

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
(前回欠席委員の紹介)	地域福祉課長	前回欠席した委員の氏名を読み上げ、紹介。
(委員の出欠状況)	地域福祉課長	委員及び幹事欠席について報告。 委員欠席に伴い出席したオブザーバーの紹介。
(傍聴の確認)	地域福祉課長	傍聴希望者がいないことを報告。
(配布資料の確認)	地域福祉課長	配布資料について確認。
2 議題		
○重点課題ごとの取組について	委員長	重点課題ごとの主な取組について、事務局から説明を求める。
資料1 中央区再犯防止推進計画（中間報告（案））	地域福祉課長	資料1について説明。
	委員長	当計画については、区が行う取組が再犯防止に直接関わるというよりも、例えば、犯罪をさせないようなまちづくりや犯罪抑止の取組、孤立をさせないような相談体制をつくるほか、安定した生活のための住居や就労の支援、子どもの頃からの健全育成ということで学校と連携した就労支援、そして何よりも、ここにお集まりの方を含めた民間協力者の活動の裾野を広げていくことが重要であるということで、このような計画の体系としている。 資料1の説明について、ご意見、ご質問はあるか。
	委員	今、強盗事件が多くなっているが、今どのような状況になっているか警察の方から説明をお願いしたい。強盗事件を犯すのは本人の問題ではあるが、生活ができないことから事件を起こしているようである。本人に働く意欲があればよいが、そのような意欲がない人たちにどのようにして事件を起こさせないようにするとよいのか、悩んでいる。 また、計画にも保護司は民間ボランティアであると記載しており、一般的に保護司をボランティアとして捉えている方が多いが、保護司は地域にお世話になっているので、私個人としては、保護

	司をボランティアとして捉えていない。 最後に、私は昭和 50 年から青少年対策地区委員として活動しているが、青少年委員との連携というか、青少年委員がどのようなものかわからないという人が多いので、もう少し周知してほしいと考えている。
委員長	今の委員からの発言について、警察の方からご意見をお伺いしたい。
委員	やはり、就職先や頼るところがないといった場合に、まさに今、関東近県で発生している闇バイトによる強盗などに手を染めてしまう状況がある。手っ取り早く現金をもらえると条件の下に、身分をそのまま相手方に取り立てられているということで、一度介入したら逃げることができず、むやみやたらに何の落ち度もない方々を被害に巻き込むということが起こってしまっている。 これを防ぐには、本来、総元締めの人物を検挙するのが一番であると思うが、なかなか難しい状況である。 警察としては、出所して仕事がない者の生活等を把握して再犯を防止するという事はなかなか難しい。出所者に限らず、最近是一般の学生など若者が多く犯罪に手を染めているので、地域の皆さま方のご協力をいただき、日ごろから声かけをしていただいたり、ご指導いただきたいと思う。 そのうえで、もし手に余るようなことがあれば、どんどん警察を利用していただきたいと思う。
委員長	青少年委員との連携、周知について区から説明を願う。
文化・生涯学習課長	さきほどご指摘のあった青少年委員と補導連絡会や保護司会などとの連携について、行政サイドとして連携が取り合えるように何かできているかと問われると、考えるところがある。 現状、各会の構成員に重なってなられている方もいることから、そうしたお立場にいる方々には、地域の中で皆さまに情報発信をしていただくようお願いをするとともに、今回ご指摘いただいたことを受け止めて、何らかの形で青少年委員の活動を皆さま方に知っていただくような情報発信、情報の整備に手をつけていきたいと考えている。
委員	今のご意見については理解した。 重複して役目を持っている他の委員とも話していたが、やはり

	昔から連携がとれていないと感じている。
委員長	確かに活動の範囲がかなり重複しているところもあると思う。当計画策定委員会も含め各会議体は、区が事務局を担っているところもあるので、区でも活動の情報共有を含めて連携を図っていかなければならないと、改めて思ったところである。
委員	最近、私は更生保護施設、具体的に言うと、早稲田の更新会、参宮橋の両全会といった施設に見学に行き、施設の常務理事や理事長にどのようにしたら再犯を防ぐことができるか、話をする機会があった。 さきほどの委員の話にもあったが、今、関東近県で強盗事件が多発している。このような事件を起こした人が刑務所、少年院から出所して、また再犯をしてしまうのかなと思ったところである。 中央区では民生・児童委員も保護司会も比較的事件が少ないことは保護観察所も承知していることとは思いますが、例えば一つの案として、東京保護観察所の元所長を務めた方の書物に見たのだが、民生・児童委員と保護司が連携してみたらどうかということが書かれてあった。これを昨年の保護司会の会合で、当時の保護観察所長と会う機会があり、民生・児童委員と保護司の連携は大事であるという話をしたら、後日、当時の所長から書物を書いた元所長に連絡して話を聞いたということであった。 私が所属している補導連絡会でも他の補導連絡会と合同で来月中旬に埼玉少年鑑別所に視察に行く予定があるとともに、来月末には警察・保護司・学校の連携会議が予定されており、そういったことも非常に大切であると思っている。 保護司会の社明運動は7月が強調月間であることから、数寄屋橋でティッシュ配りを行ったほか、7月末には月島社会教育会館で犯罪防止啓発集会を開催した。刑務所、少年院から出てきた人が地域社会で孤立孤独になるため、それをなんとか地域社会と結びつけていくということが絶対的に重要だと思う。 例えば、更生保護施設から出てきても、例えば両全会では3～4か月で、更新会だと6か月、例外的に2年間ほどで施設を出ていく。施設の幹部の方はもう少し長く施設にいられるとよいという話をしていたが、こういった面で法務省と厚労省の連携も必要になってきている。 例えば、計画の中で保護司会の話が出ているが、現在の定数は60名となっており、保護司数は38名であるから、パーセンテージとしては63.3%となっている。中央区は京橋、日本橋、月島と

	3 地域あるが、現状、月島地域の人口は京橋地域の約 2 倍の人口となっている。 そのなかで月島には保護司が 9 名しかいない。民生・児童委員協議会や保護司会で取り扱う事件が多く起きるのは失礼ながら月島地域が多い。こういったことを考えると月島に保護司が少なすぎると思う。 保護司は全体では 38 名となっているが、昔は保護司は数が足りないということはあまりなかったと思うが、極端に月島地域の人口が増えているということもあり、保護司が少なくなっている。加えて民生・児童委員も欠員が出ていたりする。こうしたことから、民生・児童委員と保護司がより連携していくことが必要であると思う。 一方で、再犯を防止するためには民間事業者の協力も必要となってくる。専門的には協力雇用主と言いい、中央区には 2 社あると記憶している。中央区ではもっと民間の協力雇用主を増やしていったらいい。刑務所や少年院から出てきた人が、協力雇用主の事業所につながるようにしていくとよい。私が担当した対象者にも協力雇用主である江戸川区の事業所に就職した例があるが、中央区にももっと協力雇用主があるとよい。今は建設ラッシュであり、特に建設業界に協力雇用主が多いことから、開拓してほしいと思う。
委員長	事務局から何か補足はあるか。
地域福祉課長	最後は福祉につなげることが大切であるということを再認識させられた。 民生・児童委員と保護司の連携についてであるが、過去、それぞれを所管する所属が分かれていたが、今年の 4 月から、係は違いますが同じ課で所管することになったため、双方のご意見を聞きながらこういった形で連携できるかも含めて検討していければと思う。
委員長	民生・児童委員、保護司、それ以外の方も様々な活動をしていただいております。その方だけで完結して何か対応しようとする、負担になってしまったり、あるいは、つなぐところが区しかないとなると、なかなかつながりが薄くなってしまうところがあると思う。それぞれの役割に応じて、区に相談したり、民生・児童委員が保護司に相談したり、あるいは、保護司が民生・児童委員や青少年委員に相談するといったように、相談する媒体が増えると心理的な側面も含めて活動する方の不安が軽くなり、活動がより

	活発になっていく面もあると思うため、区も積極的に関係団体とのつながりも含めて尽力していきたい。また、犯罪防止は警察で抑止するというよりも、こういった計画の中で相談する先をつくることで犯罪をしなくなるような状況、背景をつくっていくことが大切であることから、福祉や地域につなげるといったことを意識して、区としても取組を進めていかなければならないと考えている。
委員	この計画に記載されてる事業について、これだけたくさんメニューがあると誰に相談したらよいのか迷ってしまうのではないかな。窓口をある程度絞らないと、せっかく良い事業があるのにたどり着かないということも考えられる。計画策定後に、対象者と事業とのコーディネートや、実際運用するときの体制について、定期的に効果測定等を行い、課題として何か記述してもらおうと、指針として良いものになるのではないかな。 私は保護司として活動して10年ほどであるが、何人かの少年を見ていると、やはり家庭の影響が大きい。子どもは親を見て育つため、親の言動をそのまま学校でやってしまうと、おそらく、周りの子どもとぶつかることがあり、結局、孤立する結果となり、非行に走ってしまう。 また、最近は親も誰にも相談できない環境、例えば、シングルで子どもを育てていて、自分の親にも相談できない、周りに友達がいないといった方が結果的に子どもが非行に走ってしまうというケースを見ている。私は学校評議員も務めているため、長期欠席や非行のある子どもの家庭はどうなっているかについて、学校に聞くことがある。学校からは「きちんとやっている」との回答が返ってくるが、実際の家庭の状況が見られていないのではないかなという不安があるため、そのあたりは民生・児童委員の協力も必要かと思う。昔は家庭訪問で自宅まで行き、家庭環境を見られたのだが、今はそういったこともないので、民生・児童委員などが少しでも家庭の状況を見られたりすると、親子で孤立している状況から、この計画に記載している事業につなげられるのではないだろうか。
委員長	事務局から回答などはあるか。
地域福祉課長	最初にお話しがあった様々な事業に関する相談窓口について、区としては19ページ①に記載の「ふくしの総合相談窓口」がそれにあたると考えている。「ふくしの総合相談窓口」は、まさに、ど

	ここに相談してよいかわからないという一般の方向けにつくった窓口であるため、活用していただきたい。保護司会の方々と、どの事業につなぐべきかわからない場合には、事務局にご連絡いただければ適切な相談場所につなぐこともできる。 また、家庭の影響についてであるが、子ども家庭支援センターで子どもに関する相談を受けているが、今回、計画に記載していなかったため、場合によっては、そういった相談先を追加することも検討する。また、ひとり親等であれば、20 ページ⑩で、「ひとり親・女性・家庭相談」を記載しているが、子ども家庭支援センターで行っている相談も含めて、相談先を示していきたいと思う。
委員長	他にご意見・ご質問はあるか。
委員	自分より先輩の保護司がいた時代は、保護司であることが周りに知られてはいけないという立場であったが、最近はそのような時代ではなくなった。 先日、他の区でも行っていることもあり、保護司会について「区のおしらせ」に掲載してもらえないかと区長や副区長、地域福祉課長に相談したら、その方向で進めているとの回答があった。今お願いしているのは保護司会だけであるが、今、福祉ということを思えば、民生・児童委員と一緒に広報したほうがよいのではと思っている。
委員長	事務局から何かあるか。
地域福祉課長	保護司の周知について、「区のおしらせ」が本年の10月1日号からレイアウト等も変わったことから、今後掲載する方向で、所管課と調整しているところである。 民生・児童委員に関しては、以前に1面で掲載したこともあり、連携しての周知は今後相談させてほしい。
委員	今、盛んに保護司をPRしようということで、私は保護司ですと堂々と宣言していこうという傾向になってきている。当初は保護司は身分を隠しており、私も地域社会で保護司をしていることはほとんど知られていなかった。例えば、区政年鑑にも保護司の名前は出ていない。 5～6年前に、観光協会や当時の区長、実行委員会の会長に働きかけて、日本橋・京橋まつりのパレードに保護司会が出させてもらったことがあった。そのときに、会長からあまり派手にやら

	ないでくれと言われたことがあり、当時は真意がよくわからなかった。後にわかったが、保護司とは何となくマイナーなイメージがあったためであると思われる。その後もパレードに出たりして、だんだん保護司をPRしていこうという話になっている。 中央区も他地域と比べて遅くはなったが、保護司のサポートセンターを設置した。対象者と面接する場合、中央区民の95%はマンションに住んでいるため、面接する場所がない。マンションの共用部では困るということで、自宅で面接をしていたが、娘から保護司をやめてほしいと言われたこともあり、区にお願いして区民館を面接場所として利用することになった。当時、担当していた少年は自宅には来たけれど、区民館での面接には来なくなってしまった。中央区には自宅で面接しづらいという地域的特性がある。 また、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会が10月に報告書を出した。報酬の問題をはじめ、対象者を2人の保護司で担当することや、難しい対象者は保護観察官が直接担当することなど様々な点について報告を行っていたが、保護司になる人が少なくなっているということであった。
委員長	今のお話にもあったが、国から検討会の最終報告があり、面接場所の確保や、そういった体制についていろいろ話が出ている。 今回の計画の中でも、面接場所の確保について記載している。 今後、担い手を増やしていくには、活動を知ってもらうことが大変重要である。先ほど事務局から広報について話があったが、活動を皆さまに知ってもらい、広げていく。このような取組を本計画に盛り込んでいるため、今後、そのような形で進めていきたい。
委員	面接場所の確保が問題になっている。12月9日に、保護観察所も含めて保護司会と区長の懇談会をして、そこでお願いしようということになっている。
委員	今、お話があったとおり、12月9日、保護司会会長と保護観察所長が区長に面接場所の確保について要望・ご相談に行く予定となっている。会長や保護司会の思いを聞いているので、中央区は中央区なりの、中央区保護司会の意を踏まえた適当な面接場所について、12月9日の面談の機会も含めて一緒に考えていきたい。
委員長	時間の関係もあるため、他に意見がある場合は意見書に記載し

		てほしい。 本日、皆さまからいただいた意見、今後いただく書面による意見を含め、中間報告（案）に盛り込む予定である。 冒頭、事務局から説明があったとおり、パブリックコメントという形で区民に広くご意見をいただく予定である。 この中間報告（案）の最終的なとりまとめについては、頂戴した内容を精査し、その内容について正副委員長一任ということで整理したいと思うがよろしいか。
	一同	（異議なし）
	委員	最後に少しだけお話をしたい。 補導連絡会の関係でお話すると、大森少年センターから講師を招いてお話を聞いたことがあったが、少年センターの存在も認識してほしい。 また、防犯協会の関係では、私も築地警察署で警察協議会を行ったことがある。署長に直接意見を述べられる貴重な会合もあるということをご指摘しておきたい。
○今後の策定スケジュールについて	委員長	今後の策定スケジュールについて事務局から説明を求める。
資料２中央区再犯防止推進計画 今後の策定スケジュール	地域福祉課長	資料２に沿って説明。
	委員長	ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はあるか。
３ その他	委員長	他にご質問・ご意見はないか。事務局から最後に何かあるか。
	地域福祉課長	会議の時間内で発言できなかった方がいたら資料３の意見書を10月31日（木）までに担当宛てにファックスまたはメールでご提出をお願いしたい。 なお、第３回の策定委員会は令和７年２月４～６日のいずれか１日の開催を予定しているので、詳細が決まり次第ご連絡する。
４ 閉会	委員長	以上をもって、第２回中央区再犯防止推進計画策定委員会を終了する。